

## 受講資格・証明書類の例

区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関する実務の経験を有する者	(1)大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験2年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
③	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関する実務の経験を有する者	(1)修業年限3年の短期大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験3年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
④	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関する実務の経験を有する者(③に該当する者を除く。)	(1)短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験4年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関する実務の経験を有する者	(1)高等学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験7年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
⑥	工作物に関する実務の経験を有する者	工作物に関する11年以上の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する職務内容証明書
⑦	2006年(平成18年)4月1日 <sup>(注)</sup> の前日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関する実務の経験を有する者 (注)以前は石綿作業主任者技能講習がなく、特化物作業主任者がその役割を担っていた	(1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の修了証の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験(注)5年以上の職務内容証明書 (注)工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※①と②両方必要です
⑧	建築行政に関する実務の経験を有する者	実務経験2年以上の職務内容証明書
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関する実務の経験を有する者	実務経験2年以上の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	職務内容証明書
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験2年以上の職務内容証明書

※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。